

部活動遠征等における安全確保基準

新潟青陵高等学校
令和8年8月28日

1 目的

部活動遠征等の実施にあたっては、生徒の生命及び身体の安全がすべてにおいて優先されなければならない。

本基準は、部活動遠征等における安全管理の基本的事項を定めることにより、生徒が安心して教育活動に参加できる環境を整備するとともに、学校が組織として安全管理を行う体制を構築することを目的とする。

また、遠征の計画、確認及び承認の手続きを明確化することにより、安全確保を前提とした適切な実施を図るものとする。

2 定義

この基準において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「部活動遠征等」とは、距離に関わらず、通常の活動場所以外で部活動を行うため、生徒を引率して移動する教育活動及び大会等への参加をいう。
- (2) 「通常の活動場所」とは、当該部活動において日常的に活動している学校施設その他の継続的に使用している活動場所をいう。
- (3) 「顧問」とは、当該部活動の指導及び引率を担当する教職員をいう。

3 基本的な考え方

- (1) 生徒の安全を最優先とすること

学校は、実施の可否を含め、安全確保を最優先に判断するものとする。

- (2) 学校組織として安全管理を行うこと

学校は、部活動遠征等に係る安全管理を顧問の判断や経験に委ねるのではなく、組織として必要な確認を行い、安全性を総合的に判断したうえで、実施の可否を判断するものとする。

- (3) 遠征や大会等参加の必要性及び妥当性を十分検討すること

学校は、遠征や大会参加の目的、教育的意義、生徒への負担及び費用負担等を総合的に勘案し、教育活動としての必要性及び妥当性を十分に検討するものとする。

- (4) 移動手段の基本的な考え方

県外への移動については、原則、公共交通機関及び貸切バス等の営業用自動車を利用する。

これらの利用が著しく困難等である場合、教職員による運転その他の方法を検討する。

この原則は、遠征における主たる移動について適用するものとし、遠征先における宿泊施設、競技会場その他の目的地間の移動についても、移動距離、人数その他の状況を踏まえ、安全性を考慮して移動手段を選択するものとする。

(5) 安全が確認できない場合の対応

学校は、本基準に基づき必要な事項を確認し、安全が確保されると認められる場合に限
り、部活動遠征を実施するものとする。

確認の結果、安全性に懸念がある場合は、必要な事項について見直しを行い、安全性を確
保した上で実施する。なお、懸念が解消しない場合は、遠征の実施を見合わせるものとし
る。

4 学校による確認及び承認

顧問は、遠征等の実施にあたり、学校が定める様式により、計画を起案し、校長の承認を受
けなければならない。

承認の際には、次の(1)～(3)について確認するものとする。

- (1) 遠征や大会参加の必要性及び妥当性
- (2) 移動手段、計画の適切性
- (3) 緊急時の連絡体制

5 移動手段ごとの確認事項

顧問は、移動手段に応じ、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 貸切バス、タクシー利用の場合

- ・法令に基づく許可を受けた事業者であること（緑ナンバー等の確認）
- ・運行計画及び運転者の休憩・交替体制が適切であること
- ・契約書、運送引受書等により契約内容及び運行内容が書面で確認できること

(2) 教職員が自家用車を運転して生徒を引率する場合

- ・自家用車を校務で使用する届け出がなされていること
- ・運転者の疲労等を考慮し、安全運転に支障を及ぼさない運行計画になっていること

(3) 教職員がレンタカーを運転して生徒を引率する場合

- ・法令に基づく許可を受けた事業者であること
- ・貸渡約款を遵守すること
- ・貸渡証の交付を受け、契約内容を確認するとともに、運行時に携行すること
- ・実際に運転を担当するすべての教職員が、貸渡契約上の運転者として指定されているこ
と

(4) 教職員が運転する場合の共通事項

- ・運転前に、健康状態等その他安全運転に支障を及ぼす恐れのある状況でないか自己点検
を行い、記録しておくこと

(5) 保護者による送迎

保護者による送迎が行われる場合には、学校は、集合・解散場所、緊急連絡先その他必
要な情報を提供するとともに、安全運転への協力を依頼するものとする。

6 保護者への周知

顧問は、遠征の計画について、書面その他適切な方法により、保護者に対して事前に周知す
るものとする。

7 疑義が生じた際の協議

基準にない事項や安全管理上疑義が生じた場合は、事前に校長と相談するものとする。

8 基準運用の見直し

本基準を運用するにあたっては、安全確保の面から、実情を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。